

## ○香取市エコショップ認定制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、ごみの減量化及びリサイクルを積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店（以下、小売店という。）を香取市エコショップ（以下、エコショップという。）として、認定し、広く市民に周知することにより、消費者と事業者及び行政が一体となり環境保全、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

### (認定の基準)

第2条 別表1の認定基準のうち、実施している取り組み内容が5項目以上、評価点数が15点以上であること。

### (申請)

第3条 エコショップの認定を希望する小売店は、「香取市エコショップ認定申請書」（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

### (認定等)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、認定基準に達している小売店をエコショップとして認定する。

2 市長は、認定した小売店に対し、「香取市エコショップ認定書」（様式第2号）とエコショップ認定ステッカーを交付する。

3 認定有効期間は、認定日から2年間とする。

### (認定店舗の義務)

第5条 エコショップとして認定された小売店は、表示ステッカー及び認定書を店頭等に表示するとともに、認定基準に掲げる取り組み内容を実施し、ごみの減量化及びリサイクルを図らなければならない。

2 小売店は、認定内容に変更が生じた場合は、速やかに第3条に基づき変更申請するものとする。

### (認定の取り消し)

第6条 市長は、認定基準に掲げる取り組み内容を実施していない小売店に対し、実施するよう働きかけを行う。

2 市長は、前項の働きかけに応じない小売店に対し、認定を取り消すことができる。

3 小売店は、認定の取り消しを受けた場合は、認定書及びステッカーを返納しなければならない。

### (広報周知)

第7条 市長は、エコショップの存在を広報誌やホームページ等を活用して広く市民へ周知し、エコショップの取り組みを支援するものとする。

### (報告)

第8条 市長は、必要に応じて、第2条の取り組み状況について、エコショップに報告を求めることができる。

### (その他)

第9条 この要領に関し必要な事項は市長が別に定める。

この要領は、平成25年2月1日より施行する。